

◆◆ 後期高齢者医療制度 保険料率が変わります ◆◆

被保険者の皆さんにお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率を見直すこととなっています。
平成26・27年度の新しい保険料率は、次のとおりとなります。

	平成24・25年度	平成26・27年度	比較
均等割 (被保険者が等しく負担)	(年額) 47,709円	(年額) 51,472円	(年額) 3,763円 増
所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	10.61%	10.52%	0.09% 減
賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	550,000円	570,000円	20,000円 増



● 保険料の計算方法 (平成26年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 51,472円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成25年中の所得-33万円)×10.52%	=	1年間の保険料 (100円未満切り捨て)
------------------------------------	---	---	---	--------------------------------



- 年度の途中で加入したときは、加入した月の月割で計算します。
- 平成26年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

● 保険料の軽減について

次の①～③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

① 均等割の軽減 (世帯の所得に応じて4段階の軽減があります)

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	⇒	平成26年度	前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	⇒	5,147円	約 400円 増
33万円	8.5割軽減	⇒	7,720円	約 600円 増
33万円+ (24万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減	⇒	25,736円	約 1,900円 増
33万円+ (45万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	⇒	41,177円	約 3,000円 増

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

② 所得割の軽減 (被保険者個人の所得で判定します)

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減



③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険 (主にサラリーマンの方が加入している健康保険) の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

◎問い合わせ先	北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601
	小平町保健福祉課福祉係 ☎ 56-2111 (内線 287)